

(仮称) 新宿区危険ドラッグその他の危険薬物撲滅条例(案)の骨子について

1 目的

区における危険薬物撲滅活動に関し、基本理念を定め、区及び区民等の責務を明らかにするとともに、危険薬物撲滅活動を推進するための措置等を定めることにより、区民等の安全で平穏な生活を確保し、もって健全な地域社会の実現に寄与することを目的とする。

2 定義

- 区民等 区内に住所を有する者、区内で在勤・在学する者及び活動する者・団体、区内に滞在する者、区内を通過する者並びに区内で事業を行う法人その他の団体及び事業を行う場合における個人をいう。
- 危険薬物 麻薬・覚せい剤等の法令で規制された薬物、厚生労働大臣又は東京都知事により指定された薬物その他濫用することでこれらと同等に人の健康に被害が生じると認められるものをいう。
- 販売等 販売、製造、栽培、授受、使用、広告又は販売、授受、使用若しくは広告の目的で所持すること(他の法令に違法性を阻却する定めがある場合を除く。)をいう。
- 危険薬物撲滅活動 基本理念に基づき、危険薬物の販売等を防止し、及びこれにより区民等の生活から危険薬物の濫用による影響を撲滅するための活動をいう。

3 基本理念

区及び区民等は、危険薬物が区民等の生命、身体及び生活の安全を害する物であるとの認識に立ち、危険薬物を何人にも売らせないこと並びに危険薬物を区民等が持たないこと、買わないこと、もらわないこと及び使わないことを基本として危険薬物撲滅活動を推進する。

4 区が実施する危険薬物撲滅活動

区は、国、東京都、警察等と連携を図り、危険薬物撲滅活動に関する施策を総合的に推進する。

5 情報の収集及び提供

区は、危険薬物に関する情報の収集に努めるほか、東京都等の関係行政機関に対して危険薬物の販売等の実態等を確認し、区民等に対して必要な情報提供を行う。

6 広報、教育及び啓発

区は、区民等が危険薬物の濫用の防止に関する理解を深めることにより、危険薬物撲滅活動の気運が醸成されるよう、警察等の関係行政機関、危険薬物の濫用の防止を目的とする団体等と連携し、広報、教育及び啓発を行う。

7 危険薬物撲滅特定地区の指定等

区長は、危険薬物の販売等を防止するため特に必要があると認める地域を、危険薬物撲滅特定地区（以下「特定地区」という。）として指定することができる。

8 協力員

区長は、特定地区における危険薬物撲滅活動を推進するために、町会、自治会、商店会等の構成員の中から、危険薬物撲滅活動協力員（以下「協力員」という。）を指定し、区は、協力員が実施する危険薬物撲滅活動に対し、積極的な支援を行う。

9 区民等の責務

区民等は、

- 区が実施する施策に協力する
- 区内における危険薬物の販売等の情報を知った場合には、警察署等に当該情報を提供するよう努めるものとする。

10 建物の提供者の責務

区内に所在する建物（建物の一部を含む。以下同じ。）を他人に提供する（当該提供に係る契約の更新を含む。）者（以下「提供者」という。）は、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- 当該提供に係る契約の締結に際しては、その相手方に当該建物を危険薬物の販売等の用に供しない旨を約させること。
- 当該提供に係る契約において、当該建物が業として危険薬物の販売等の用に供された場合は、当該契約を解除することができる旨を定めること。
- 当該提供している建物が危険薬物の販売等の用に供されていないことを定期的に確認すること。

11 契約の解除等

提供者は、自己が他人に提供している建物が指定薬物等の販売等の用に供されていることを知った場合において、当該建物が業として危険薬物の販売等の用に供された場合に当該提供に係る契約を解除することができる旨を定めているときは、当該契約を解除し、当該建物の明渡しの申入れをしなければならない。

※ 指定薬物等とは、麻薬・覚せい剤等の法令で規制された薬物、厚生労働大臣又は東京都知事により指定された薬物をいう。

12 建物の区分所有者の責務

区内の建物の区分所有者等は、区分所有者の団体に規約等を策定する場合、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- 規約等の策定の対象となる建物（以下「対象建物」という。）において危険薬物に起因した事件又は事故が発生しない環境の醸成に関する事。
- 対象建物における危険薬物の販売等の禁止に関する事。
- 対象建物が業として危険薬物の販売等の用に供された場合において、危険薬物の販売等をした者の退去措置に関する事。